

岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金実施要領

令和5年10月23日決裁

1 実施目的

家庭における電気料金の負担を軽減し、省エネルギーの促進及び温室効果ガスの排出削減を図るため、岐阜市省エネ家電購入支援事業を実施する。

2 事業の実施

本事業は、「岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱」（令和5年10月23日決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

3 事業期間

要綱第2条第3項に規定する「別に定める期間」（以下「事業期間」という。）は、令和5年12月1日から令和6年2月15日までとする。なお、事業期間のうち、補助対象製品の購入期間を(1)に、申請の受付期間を(2)に示す。

(1) 補助対象製品の購入期間

令和5年12月1日から令和6年1月31日まで

(2) 申請の受付期間

令和5年12月15日から令和6年2月15日まで

4 申請書の提出方法

申請書の提出方法は、オンライン申請、郵送又は持参の方法による。

5 申請書の提出期限

- (1) 上記3(2)の規定にかかわらず、要綱第6条により申請のあった補助金の額の総額が予算の範囲を超えた時点をもって、提出期限が到来したものとみなす。
- (2) 前項の規定にかかわらず、複数の申請書が同日に提出され、その審査過程において申請のあった補助金の額の総額が予算の範囲を超えた場合にあつては、同日に提出のあったすべての申請書について、提出期限前に提出のあったものとして取り扱う。
- (3) 提出期限が到来した場合にあつては、速やかに市ホームページに情報を掲載し、これを周知する。

6 抽選

前記5(2)の場合にあつては、抽選により審査する申請書の順を決定し、その順により要綱第7条に定める交付決定等を行う。

7 申請書の返却

補助金の交付を受けようとした者から申請書の取下げの申出があった場合を除き、申請書及び申請書に添付された書類は返却しない。

附 則

この要領は、令和5年10月23日から施行する。